

第4回座間味村議会臨時会

第1日目

11月4日

令和2年第4回座間味村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令 和 2 年 1 1 月 4 日			
招 集 場 所	座 間 味 村 議 会 議 場			
開 閉 会 等 日 時 宣 告	開 会	令和2年11月4日 午後1時30分 議長宣言		
	閉 会	令和2年11月4日 午後2時08分 議長宣言		
出 席 議 員 (応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
	1 番	宮 平 讓 治	6 番	宮 平 清 志
	2 番	宮 平 喜 文	7 番	中 村 秀 克
	3 番	垣 花 太 郎		
	5 番	中 村 勇		
欠 席 議 員 (不 応 招)	議 席 号	氏 名	議 席 号	氏 名
会 議 録 署 名 議 員	1 番	宮 平 讓 治	2 番	宮 平 喜 文
職務のため議場に出 席した者	事 務 局 長	中 村 勝 宏	臨 時 書 記	
	副 村 長	宮 平 真 由 美		
地方自治法第121条 により説明のため議 場に出席した者の職 及び氏名	総務・福祉課長	宮 平 壯 一 郎		
	会 計 課 長	糸 嶺 直 生		
	船 舶 ・ 観 光 課 課 長 補 佐	中 村 和 茂		

令和2年第4回座間味村議会臨時会議事日程（第1号）

（令和2年11月4日午後1時30分開会）

日 程	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		提出議案の説明（議案第49号～議案第51号まで）
4	議案第49号	令和2年度座間味村一般会計補正予算（第6号）について
5	議案第50号	座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（議案の取下げ）
6	議案第51号	座間味村定住促進住宅設置及び管理条例の制定について
7	議案第52号	工事請負契約について（観光イベント施設整備（第1期）工事）

○ 議長（中村秀克）

ただいまから令和2年第4回座間味村議会臨時会を開会いたします。

開 会（午後1時30分）

その前に副村長より御説明事項がありますので、よろしく申し上げます。

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

議員の皆様、こんにちは。今日、議案の説明の前に私のほうから3点ほどおわびを申し上げたいと思います。まず1点目は、本日、村長並びに議案を提出しております担当課長が欠席をして、大変申しわけございません。村長が出席するという事で日程を調整し、本日に調整していただいたところなんですけれども、ツーリズムEXPO終了後に開催されました日本旅行業協会の有識者会議に国立公園でございます村長として出席し、有識者の方、約20名を昨日こちらのほうに視察同行して島に戻る予定をしておりましたが、船が欠航してまいりました。また、ヘリコプターのチャーターを手配したところ、整備中のため運休で運行できないということで議長に相談させていただきまして、私と担当課補佐の中村で対応させていただくことを御了承いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。また、教育委員会側では公務研ということで教育長と課長が今のところは欠席しております、終わりましたら参加するという事でございます。続きまして2点目は、お手元にお配りしております正誤表の件でございます。議案配付後に修正箇所が発覚したため、正誤表で訂正をさせていただいております。配付後の訂正ということでお手数をおかけいたしますが、議案の修正のほうをお願いいたします。3点目は、議案第50号の議案の取下げでございます。職員の12月分の賞与の率の引下げが国の人事院勧告で決定されていたため、議案を提出することになっておりましたが、今月の2日、去る月曜日の夕方、沖縄県のほうから担当者宛てにメールが届き、調査の結果、前回率を引き下げたことにより、民間との所得の差が生じていないことから、県の人事委員会が引下げをしないと決定を下したため、今回急遽取下げをいたしました。長くなりましたが、以上3点おわびを申し上げます。お手数をおかけして、大変申し訳ございませんでした。

○ 議長（中村秀克）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番 宮平讓治議員及び2番 宮平喜文議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって本臨時会の会期は、本日1日限りに決定いたしました。

日程第3. 議案第49号 令和2年度座間味村一般会計補正予算（第6号）から議案第52号 工事請負契約について（観光イベント施設整備（第1期）工事）までの提出議案の一括説明を求めます。

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

それでは議案第49号と議案第51号、議案第52号の説明をさせていただきます。まず議案第49号をお手元にお開きください。

議案第49号

令和2年度座間味村一般会計補正予算（第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第2号の規定により、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和2年11月4日提出

座間味村長 宮里 哲

令和2年度座間味村一般会計補正予算（第6号）

令和2年度座間味村一般会計の補正予算（第6号）は、次の定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,410千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,234,868千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月4日提出

座間味村長 宮里 哲

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		866,869	7,160	874,029
	1 地方交付税	866,869	7,160	874,029
12 国庫支出金		457,589	25,250	482,839
	2 国庫補助金	431,094	25,250	456,344
歳入合計		2,202,458	32,410	2,234,868

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		465,596	9,250	474,846
	1 総務管理費	430,123	9,250	439,373
7 商工費		133,856	16,000	149,856
	1 商工費	133,856	16,000	149,856

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		0	7,160	7,160
	2 公共土木施設災害復旧費	0	7,160	7,160
歳出合計		2,202,458	32,410	2,234,868

議案第51号

座間味村定住促進住宅設置及び管理条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、座間味村定住促進住宅設置及び管理条例の制定について、議会の議決を求める。

令和2年11月4日提出

座間味村長 宮里 哲

提案理由

座間味村に居住している者で住宅に困窮している者の自立を支援するとともに、定住を促進し地域の活性化を図るため本条例を制定する必要がある。

これが、本議案を提出する理由である。

条例第13号

座間味村定住促進住宅設置及び管理条例

（趣旨）

第1条 この条例は、座間味村に居住している者で住宅に困窮している者の自立を支援するとともに、定住を促進し地域の活性化を図るため、座間味村定住促進住宅（以下「定住促進住宅」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第2条 定住促進住宅の名称及び位置は、別表1のとおりとする。

（入居者の公募）

第3条 定住促進住宅の入居者（以下「入居者」という。）は公募の方法により行うものとする。

（入居者の資格）

第4条 定住促進住宅に入居することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

- （1） 入居後その定住促進住宅に住居登録ができる者。
- （2） 座間味村に現に居住し、住民登録を1年以上行っている者。
- （3） 将来にわたり座間味村に定住し、村の行事や地域活動及び地域団体に積極的に参加し、村の発展及び地域の活性化に寄与する意思を有する者。
- （4） 入居申し込み時における世帯主の年齢が満40歳未満の者。

- (5) 村税や使用料を未納・滞納していない者。
- (6) 家賃及び敷金を支払う能力を有する者。
- (7) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者。

2 前項の規定にかかわらず、村長が特に認めた場合は、入居資格を有するものとして取り扱うものとする。
(公募の例外)

第5条 村長は次に掲げる事由に該当する者を、公募によらず定住促進住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失。
- (2) 不良住宅の撤去。
- (3) 村営住宅との入居者が相互に入れ替ることが双方の利益になる場合や、村営住宅を明け渡し入居する者。
- (4) 専門的な資格を有する村職員や勤務場所から遠隔の地に居住を余儀なくされている者。
- (5) その他村長が必要と認める者。

(入居の申込み及び決定)

第6条 前条に規定する入居資格のある者で、定住促進住宅に入居しようとする者は、定住促進住宅入居申込書を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定により入居の申込みをした者を定住促進住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対して通知するものとする。

(入居者の選考)

第7条 入居の申込みをした者の数が、入居させるべき定住促進住宅の戸数を超える場合は、規則に定めるところにより住宅に困窮する事情等を調査し、村長がその困窮度合いの高い者から入居者を選考し入居者を決定する。

2 前項の規定において、住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽せんにより入居者を決定する。

(入居補欠者)

第8条 村長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居者のほかに補欠として入居順位を定めて、必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 村長は、定住促進住宅の入居を許可された入居者（以下「入居決定者」という。）が定住促進住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

(入居の手続)

第9条 入居決定者は、許可のあった日から10日以内に、次に掲げる手続きをしなければならない。

- (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、規則に定めるところにより村長が適当と認める連帯保証人2名の連署する請書を提出すること。
- (2) 第16条の規定により敷金を納付すること。

2 入居決定者がやむを得ない事情により入居手続きを前項に定める期間内にすることができないときは、村長に事前に申出を行い認められた場合は、前項の規定にかかわらず、村長が別に指定する期間内に前項各号に定める手続きをしなければならない。

3 村長は、入居決定者が第1項又は前項の手続きをしたときは、当該入居決定者に対して速やかに定住促進住宅の入居指定日を通知するものとする。

4 入居決定者は、前項により通知された入居指定日から10日以内に入居しなければならない。ただし、

村長の承認を受けたときは、この限りではない。

- 5 村長は、入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続きをしないとき、又は前項の期間内に入居しないときは、入居の許可を取り消すことができる。

(連帯保証人の変更)

第10条 入居者は、連帯保証人が次の各号のいずれかに該当することとなった時は速やかに規則で定めるところにより当該連帯保証人の変更手続きを行うとともに、村長の承認を得なければならない。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 破産、失職その他の理由により保証能力を有しなくなったとき。
- (3) 転出した時、又は居所が不明になったとき。
- (4) 家庭裁判所から後見開始、補佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。
- (5) その他村長が必要と認めてその変更を求めたとき。

- 2 入居者は連帯保証人の住所、氏名又は勤務先に変更があったときは、速やかに、その旨を村長に届け出なければならない。

(同居の承認)

第11条 入居者は、定住促進住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、規則で定めるところにより村長の承認を得なければならない。

- 2 村長は、前項の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(入居の承継)

第12条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該定住促進住宅に居住を希望するときは、規則で定めるところにより、村長の承認を得て、入居することができる。

- 2 村長は、前項の引き続き居住しようとする者（同居者を含む。）が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(入居許可期間)

第13条 定住促進住宅の入居許可期間は、入居指定日から起算して10年とする。

- 2 入居者は次の号のいずれかに該当するときは、規則に定めるところにより村長の承認を得て前項の期間を延長することができる。

- (1) 入居者が長期療養中であるとき。
- (2) 入居者が災害等により著しい損害を受けたとき。
- (3) 前項の期間の満了日（以下「期間満了日」という。）に18歳未満の扶養する子がいるとき。
- (4) その他特別な事情があるとき。

- 3 前項に規定する期間の延長を希望する入居者は、期間満了日の1か月前までに村長に申し出なければならない。

(家賃の決定及び変更)

第14条 定住促進住宅の毎月の家賃は、別表2のとおりとする。

- 2 村長は次の各号のいずれかに該当するときは、家賃を変更することができる。

- (1) 物価の変動等に伴い家賃を変更する必要があるとき。
- (2) 定住促進住宅相互間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 定住促進住宅を改良したとき。
- (4) その他村長が必要と認めるとき。

(家賃の徴収)

第15条 家賃は、村長が入居を指定した日又は村長の承認を得た日から定住促進住宅を返還した日又は明け渡しを指定した日（当該指定をした日前に明け渡したときはその日）までの期間について徴収する。

2 家賃は、月の末日（月の途中で返還し、又は明け渡した場合はその日）までにその月分を納付しなければならない。

3 入居者が新たに定住促進住宅に入居した場合又は明け渡した場合においてその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算（100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる）とする。

4 入居者が第26条第1項の届出をしないで定住促進住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、村長が明け渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

第16条 敷金は、入居の際徴収するものとし、その額は、入居時における3月分の家賃に相当する額とする。

2 前項の敷金は、入居者が定住促進住宅を明け渡したとき還付する。この場合において、未納の家賃又は修繕費・損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれらを控除して還付するものとする。

3 前項において敷金の額が、未納の家賃及び損害賠償金を償うに足りないときは、入居者は直ちにその不足額を納付しなければならない。

4 敷金には、利子をつけない。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第17条 村長は、次の号のいずれかに該当する場合は、家賃を減免し、又は徴収を猶予することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気のため長期にわたる療養を必要とするとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) その他前2号に準ずる特別な事情があるとき。

(4) 村長が必要と認めるとき。

(修繕費用の負担)

第18条 定住促進住宅及び共同施設の修繕に要する費用（破損ガラスの取替え等軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、村の負担とする。

2 入居者の責めに帰すべき理由によって前項に掲げる修繕の必要が生じたときは、前項の規定にかかわらず入居者は、村長の選択に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第19条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス及び上下水道の使用料。

(2) 汚物及び塵芥の処理に要する費用。

(3) 共同施設又は給水施設及び汚水処理施設の使用または維持運営に関する費用。

(4) 前条第1項に規定するもの以外の定住促進住宅の修繕に要する費用。

(入居者の保管義務)

第20条 入居者は、定住促進住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は、自己の責めに帰すべき理由によって定住促進住宅又は共同施設を滅失し、汚損し、又は損傷したときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

3 入居者は、騒音、振動、悪臭等により、他の入居者に迷惑をかけ、又は生活環境を乱す行為をしてはな

らない。

4 入居者は犬、猫その他の動物を飼育してはならない。ただし、その飼育について医師の指示があるなど、特別な事情がある場合は村長の定めるところにより、許可をすることができる。

5 入居は定住促進住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。

(長期不在の届出)

第21条 入居者は、定住促進住宅を引き続き15日以上使用しないときは、村長の定めるところにより届出をしなければならない。

(転貸、譲渡の禁止)

第22条 入居者は、定住促進住宅を他の者に貸し、又は入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(用途変更、模様替え、増築)

第23条 入居者は、定住促進住宅を模様替えし、又は増築しようとする場合は村長の承認を得なければならない。

2 村長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該定住促進住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第1項の承認を得ずに定住促進住宅を模様替えし、又は増築したときには、入居者は、自己の費用で直ちに原状回復又は撤去を行なわれなければならない。

(住宅の明け渡し請求)

第24条 村長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該入居者に対し、定住促進住宅の明け渡しを請求することができる。

(1) 不正の行為によって入居したとき。

(2) 正当な理由なく家賃を3月分以上滞納したとき。

(3) 第21条の規定による届け出をせず15日以上定住促進住宅を使用しないとき。

(4) 定住促進住宅又は共同施設を故意に損傷したとき。

(5) 第11条、第12条及び第20条から前条までの規定に違反したとき。

(6) その音又はその同居者が暴力団員であるとき。

(7) 定住促進住宅の入居許可期間が満了するとき。

(8) 定住促進住宅の入居者相互の共同生活の秩序保持等のため、その他村長が定住促進住宅管理上必要と認めるとき。

2 入居者は、前項の規定により、定住促進住宅の明け渡しの請求を受けたときは、速やかに当該定住促進住宅を明け渡さなければならない。

(住宅管理人)

第25条 村長は、定住促進住宅及びその環境を良好な状況に維持するため、住宅管理人を置くことができる。

2 住宅管理人は、修繕すべき箇所の報告等入居者との連絡の事務を行う。

3 前2項に規定するもののほか、住宅管理人に必要な事項は、規則で定める。

(住宅の検査)

第26条 入居者は定住促進住宅を退去し、又は明け渡そうとするときは、その1か月前までに村長に届けて、村長の指定する職員の検査を受けなければならない。

2 入居者が第23条第2項の規定により、定住促進住宅を模様替えし、又は増築したとき前項の検査の時点までに、入居者負担で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(立ち入り検査)

第27条 村長は定住促進住宅の管理上必要があると認めるときは、村長の指定した者に、定住促進住宅を立ち入り検査させ、入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項において、現に使用している定住促進住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該定住促進住宅の入居者の承諾を得なければならない。

(許可等に関する意見聴取)

第28条 村長は、第6条の許可若しくは第11条第1項若しくは第12条第1項の承認をしようとするとき、又は現に定住促進住宅に入居している者（同居者を含む。）について特に必要があると認めたときは、第4条第1項第6号、第11条第2項、第12条第2項及び第24条第1項第7号に該当する事由の有無に関し、警察署長の意見を聞くことができる。

(村長への意見)

第29条 警察署長は、現に定住促進住宅に入居している者（同居者を含む。）について、第24条第1項第6号に該当する事由の有無に関し、村長に対し、意見を述べることができる。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	名 称	位 置	戸 数
定住促進住宅	阿嘉島定住促進住宅	字阿嘉49番地	6
定住促進住宅	座間味島定住促進住宅	字阿真157-2	6

別表第2（第14条関係）

名 称	家賃の月額		11年以降（1.5倍）
阿嘉島定住促進住宅	1階（2戸）	45,000円	67,500円
阿嘉島定住促進住宅	3階（4戸）	35,000円	52,500円
座間味島定住促進住宅	1、2階（各階3戸）	35,000円	52,500円

議案第52号

工事請負契約について

令和2年度座間味村観光イベント施設整備（1期）工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 令和2年度座間味村観光イベント施設整備（1期）工事
- 2 契約の方法 随意契約

- 3 契約金額 146,410,000円
(うち消費税13,310,000円)
- 4 契約の相手方 沖縄市美里6-5-1番地
(株)仲本工業
代表取締役 仲本 豊

令和2年11月4日提出

座間味村長 宮 里 哲

提案理由

令和2年度座間味村観光イベント施設整備(1期)工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、本議案を提出する理由である。

以上で説明のほうを終わらせていただきます。

○ 議長(中村秀克)

これで提出議案の説明を終わります。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長(中村秀克)

再開します。

日程第4. 議案第49号 令和2年度座間味村一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。

これから質疑を行います。2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

お疲れさまです。7ページ、先ほど副村長より負担金、補助、新型コロナウイルス対策支援金925万円、住民向け1万円を対象に検討しているということであるんですけども、これは対象はこの前の、要するに10万円あった形で全住民にあるということですか。そこら辺をお尋ねします。

○ 議長(中村秀克)

宮平真由美副村長。

○ 副村長(宮平真由美)

おっしゃるとおりでございます。

○ 議長(中村秀克)

2番 宮平喜文議員。

○ 2番(宮平喜文議員)

分かりました。これは大体、もちろん今日の臨時議会を通してのことなんですけれども、支払いとしてはいつ頃の予定としていますか。

○ 議長(中村秀克)

宮平真由美副村長。

○ 副村長(宮平真由美)

先ほども申し上げましたが二次のコロナ対策の交付決定が11月の中旬までということですので、交付決定を受けましたら速やかに実行していきたいと思っております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。続けて質疑してよろしいですか。

次は継続ということで、事業者に対して1,600万円の2期目の支援事業として盛り込まれていますけれども、今説明があったように11月の中旬ぐらいまでにこれも検討して支払うということと思うんですけども、この対象事業者というのはどういった事業者になりますか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

これは前回の協力金同様、村内の全ての確定申告を出している事業者が対象になります。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。いいことですので、速やかによろしくお願いします。以上です。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

ちょっと伺いますが、7ページをお願いします。災害復旧費のほうなんですけれども、今日は課長がいらっしゃらないみたいなんですけれども、委託調査業務が598万4,000円、工事費が117万6,000円とちょっと工事費のほうが少ない、その形で施工方法に問題等はないかということをお伺いしたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御質疑ですが、実は委託業務は設計、測量、ボーリング、分筆業務、設計書作成ということで598万4,000円を計上しております。災害対策費に充てられている117万6,000円というのは、村が独自で側溝の清掃やブルーシートを設置したものが32万1,250円、それから災害復旧費、村が単費で土砂の撤去をしたのが80万円4,375円となっておりまして、実際かかる工事費は、今から工事の査定をしてから決めることになっておりまして、今のところ担当者のほうから2,000万円は上回るだろうと聞いております。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。よろしくお願いします。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

先ほど勇議員から話があったんですけども、これは原状復帰ということでの工事になるんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

まず災害の査定が終わってから工事を行って、原状復帰という形になるかと思えます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

ほかにありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 令和2年度座間味村一般会計補正予算（第6号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第49号 令和2年度座間味村一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩

再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

日程第5. 議案第50号 座間味村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については議案の取下げがありました。

日程第6. 議案第51号 座間味村定住促進住宅設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

1ページ目の入居者の資格の中で第4条、入居後その定住促進住宅に住民登録ができる者。2番目は、座間味村に現に居住し、住民登録を1年以上行っている者とあるんですけども、この1番目の入居後その定住促進住宅に住民登録ができる者というのは、別のところに住んでいて、そこに入所したときに住所を移せるという理解でいいんですか。その辺が、この1番と2番の意味が少し分かりづらいんですけども、下では住民登録をして1年以上たっている者と。上では入居後その定住促進住宅に住民登録ができる者というふうううたっているんですけども、例えば昨日、おととい引っ越ししてきて、座間味に住居登録ができます

から入居させてくださいと思ったけれども、2番目はそうじゃないということを書いてあるものだから、その辺を少し説明してください。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

この第4条の第1号は入居後その定住促進住宅に住民登録ができる者、先ほど宮平議員がおっしゃいました、例えば別のところで間借りをされていて決定すれば、その建っている定住促進住宅に住居を移すことができるものと理解していただいて結構です。それから第2号のほう、座間味村に現に居住し、住民登録を1年以上行っている者。例えば住民票だけ置いて、ここに住んでいらっしゃらない方は対象外ですとうたっております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

では入居者の資格についてですけれども、4番目の入居申し込み時における世帯主の年齢が満40歳未満の者ということでありましてけれども、これは1人でも入居できるということですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

お一人でも入居は可能です。

○ 議長（中村秀克）

5番 中村 勇議員。

○ 5番（中村 勇議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これは当然のことですけれども、この同じ4条の第5号、村税や使用料を未納・滞納している者はもちろん入居できないということやうたっていると思うんですけれども、今は役場で国民年金を取り扱ってはいないんですけれども、社会保険課がやっているんですけれども、国民年金の納付義務というのも対象なんですか。というのは、年金は国民の義務であると。二十歳からは当然払うという。昔私は年金も持ったことがあるものですから、よくそのあれは分かるんですけれども、その辺の年金の納付未納というのはその対象に入っているのか、入っていないのか。その辺をちょっとお聞きします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

確かにおっしゃるように国民年金のほうも国民の義務がございますが、この住宅に関しては村営住宅もそ

うなんですけれども、本村に対して納税を行っていない使用料を納めていない方に限定しております。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。それに対しては行政、それから国等とかそういうものでの調整とか、そういう申合せ事項とか、あるいは年金を納めていないのはできるだけそういうのは遠慮してくださいとか、そういう申し伝えとか、そういうものは全くないんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

その辺に関してはございません。例えば国税を納めていない方がいらっしゃったとしても、こちらのほうでは情報を得ることができませんので、年金も同じように徴収義務はこちらにはございませんので、そのような形で説明はしておりません。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

一緒に4条の（4）のほうです。ここのほうに年齢制限がされているんですけども、年齢制限となってくると結構年齢が、その住宅に住んでいる間に40歳過ぎてくると思うんです。それで、そういう方にはどうなってくるのかなというような問題が後で発生するんじゃないかなと思うんですけども、その辺の見当はつけられているんですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

入居決定は40歳になっていない者を決定の対象としておりますので、その後、この条例では10年間とうたっておりますが、その間に50歳になっても住み続けることはできるということになっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。この辺の公営住宅もそうなんですけれども、やはり御年配の方がどんどん今増えていますよね。そういう一人住まいの方も結構多いですから、やはり一人では公営住宅は大きいんじゃないかなという方も結構いますので、そういうふうなものももう一つ、ちょっと厳しい条件もつくっていてもいいんじゃないかなと私は思うんですけども、その辺こういう年齢制限というものをつくった場合に、この公営住宅が長引いて行ってどんどんどんどん、もう子供たちもいなくて一人住まいという形も多いですから、住民からも結構、一人住まいって贅沢じゃないのかなという形で出ているのもありますので、この年齢に対しての、また一人住まいでこれだけの大きな家に、公営住宅に住んでいる方というのも、そういうのもやはりちょっと厳しい条件もつくってでもいいんじゃないかなと私は思いますけれども、その辺についていかがで

すか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

ただいまの御意見、本当にそのとおりだと私どもも認識してございます。実はこの定住促進住宅の目的というのが、コミュニティーの活性化に貢献する者、それを担う世代の後継者の定住促進を目的としておりまして、40歳以下の方を原則対象としているわけなんですけれども、今おっしゃっていただきましたように確かにお子さんがいらっしゃらなくて一人暮らしをして、アパートを引き渡してほしいという方がいらっしゃいまいたら、実は条例の第5条の1項の3号、村営住宅との入居者が相互に入れ替えることが双方の利益になる場合や、村営住宅を明け渡し入居する者に関しては入居ができるようになってございますので、村営住宅を明け渡していただいて、こちらに入ってくることは可能となっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました。いい方向で、よろしくをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

同じ第4条の（7）、この言葉の中に暴力団員って載っているんですけれども、最近これはマスコミ等でも暴力団という言葉はあまり使わない。反社会的勢力とか、反社会的人とか、何かそういう言葉でよく表現されているんですけれども、この暴力団員という言葉が果たしてふさわしいかどうかというのがちょっと疑問になるんですけれども、これはどんなですか。今はもうマスコミでも反社会的とかいろんな、そういう表現の仕方をするんですよ。この暴力団員というのが言葉として非常にね、一頃昔だったらそういう言葉もいんですけれども、今、反社会的何とかといろんな形で表現しているもので、どんなですか。この暴力団員という言葉。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

すみません、御指摘があるまでそうかなと。反社会的勢力というんですかね。暴力団関係者ということなんですけれども、実はこの文言は村営住宅から同じように取ったものですので、必要があれば村営住宅と同時に変えていきたいと思います。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

これが一般社会ではそういうふうな慣例であれば、その辺は言葉としてあまりにもインパクトが強過ぎるもので、もしよければこれは検討していただきたいというふうに思います。以上です。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ちょっと飛びますけれども14条、家賃の件なんですけど、別表2を見ますと月額が決まっています、村営住

宅の場合は収入に応じてということなんですけれども、その家賃の件と、あと11年以降のこの1.5倍になっているのはなぜかというところをお願いします。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

御質疑ありがとうございます。確かに疑問に思われると思います。家賃の算定は非常に私どもも苦慮いたしまして、なかなか条例も出せなかったところなんですけれども、家賃の算定、この数字に関しては土地の購入費等を含めた総事業費から、国からいただいた補助額を引いた額に耐用年数に応じた維持管理費を加味して算出しております。家賃の算定に関してはかかった費用を上回ることをしないよう算定しております。基本、設けるとか、そういう形ではございません。所得に応じて算定すると年度によって家賃が上回ることも、また極端に下回り、歳入額が減少してしまうことを勘案して決定いたしました。さらに、条例の第14条の2項の1号から4号に該当する事項が生じたときは家賃の変更をすることも盛り込んでございます。

あと1.5倍についてです。これはもともと定住促進をして独立していくというのが目的なので、村営住宅もそうなんですけれども、3年間収入が多いところは近傍同種の額を払うということですので、同じように10年たつて収入が安定してくれば1.5倍という形で設定をさせていただきました。

○ 議長（中村秀克）

6番 宮平清志議員。

○ 6番（宮平清志議員）

ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

一応家賃の件と同じようなことなんですけれども、今現在、居住者に対して会計検査から指摘されている方もいるかと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

すみません。会計検査から指摘されているのは、私はちょっと耳にはしていないんですけれども、家賃の件に関して。どういったことでしょうか。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

これだけの所得がある場合は公営住宅に入れないという条件がありますよね。やはりそういう、会計検査でこれはオーバーしているんじゃないかという形で指摘されたことはないですかという。

○ 議長（中村秀克）

宮平真由美副村長。

○ 副村長（宮平真由美）

それはございません。今回の定住促進住宅は収入は加味しておりませんので、収入の高い方でも入れるような形になっております。

○ 議長（中村秀克）

3番 垣花太郎議員。

○ 3番（垣花太郎議員）

分かりました、一応は。ちょっと納得がいかないですけども。
暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

ほかに質疑ありませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号 座間味村定住促進住宅設置及び管理条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって議案第51号 座間味村定住促進住宅設置及び管理条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第52号 工事請負契約（観光イベント施設整備（第1期）工事）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 宮平譲治議員。

○ 1番（宮平譲治議員）

この設計のほうでステージと、その前に雨天時でも濡れないような屋根ができるんですか。このお客さんが座る側にも、何か屋根みたいなものがあるような話を伺ったんですが。

○ 議長（中村秀克）

中村和茂船舶・観光課課長補佐。

○ 船舶・観光課課長補佐（中村和茂）

宮平議員の質疑に答えます。令和2年度は1期工事ということで、建屋とステージのほうで土台のほうをやる予定ですが、来年はまた2期工事ということで屋根のほうができる予定となっております。今回はあくまでも建屋とステージの土台、その造り。また次年度に引継ぎますけれども、またステージのほうができる予定となっております。以上です。

○ 議長（中村秀克）

暫時休憩します。

休 憩
再 開

○ 議長（中村秀克）

再開します。

中村和茂船舶・観光課課長補佐。

○ 船舶・観光課課長補佐（中村和茂）

今の質疑に対して訂正いたします。ステージのほうの屋根のみが次年度にできる予定でして、この観客席、座るところまではあとで確認して、また報告したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 議長（中村秀克）

1番 宮平讓治議員。

○ 1番（宮平讓治議員）

分かりました。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

確かに本村で工事をするのは大変だと思うんですけども、これは随意契約になっていますけれども、本来なら入札とかいろいろやるべきだったと思うんですけども、この随意契約に至った理由。要するに、もう今入札しても取れないよ。だからもう随意契約でお願いしたからやったんだよというようなものなのか。その辺の説明をちょっとお願いできますか。

○ 議長（中村秀克）

中村和茂船舶・観光課課長補佐。

○ 船舶・観光課課長補佐（中村和茂）

ただいまの質疑に対して、入札のほうは2回行いました。1回目も不落に終わりました、2回目も一応不落に終わっております。2回目でかなり、1,000万円以上の開きとかがありましたので随意契約のほうに至りました。以上です。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

ではこれは一応入札をして、結局一番近いところに随意でお願いしたという経緯でよろしいわけですね。

○ 議長（中村秀克）

中村和茂船舶・観光課課長補佐。

○ 船舶・観光課課長補佐（中村和茂）

そのとおりです。

○ 議長（中村秀克）

2番 宮平喜文議員。

○ 2番（宮平喜文議員）

分かりました。ありがとうございます。

○ 議長（中村秀克）

ほかに質疑ありませんか。

（「進行」と言う者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」と言う者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 工事請負契約(観光イベント施設整備(第1期)工事)についてを採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第52号 工事請負契約(観光イベント施設整備(第1期)工事)については、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

これで会議を閉じます。

これをもって令和2年第4回座間味村議会臨時会を閉会します。

閉 会 (午後2時08分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 秀 克

署名議員 宮 平 譲 治

署名議員 宮 平 喜 文